

平成二十五年十二月五日招集

定例市議会

提案理由説明

熊本市

提案理由の説明に先立ちまして、数点御報告申し上げます。

まず、十月二十六日、二十七日の両日開催されました「第三十三回全国豊かな海づくり大会」につきまして御報告いたします。

本大会では、天皇・皇后両陛下に御臨席を賜り、歓迎レセプションをはじめ、式典行事には全国各地から約千二百人の参加者をお迎えし厳粛かつ盛大に挙行することができ、また熊本港、エコパーク水俣と牛深漁港の三会場で同時に稚魚放流などの行事が行われたところであります。

この大会を通して、本市の特色ある水産業の魅力を紹介するとともに、水産資源や自然環境を守り育てることの大切さを全国に発信することができたものと考えております。

また、天皇・皇后両陛下の御来熊は、十四年振りとなり、市民・県民あげての歓迎ムードに沸き、二十八日には熊本城本丸御殿を御視察いただくなど、大変意義深い大会となりましたものと考えております。

大会開催に際し、御尽力いただきました関係者の皆様、また御協力を賜りました議員各位並びに市民の皆様に対し、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

次に、「第十一回アジア太平洋都市サミット」について御報告いたします。

同サミットは、去る十月三十一日から三日間、会員都市や友好姉妹都市等、十三の国と地域から二十四都市の代表など百十人の皆様に参加いただき開催いたしました。

本会議では「くらしやすい都市づくり」をテーマに事例発表や意見交換を経て、「熊本宣言」を採択いたしました。

また、熊本城でのイベントや新鮮な食材を使った料理等によるおもてなしを通し、国内外の参加者に広く熊本の魅力を発信できたものと確信しております。

この他にも「水銀に関する水俣条約外交会議」が同時期に開催されており、このような経験等を蓄積していくことで、MICEの開催地としても選ばれる都市を目指してまいりますと考えております。

次に、二〇一九年の女子世界ハンドボール選手権大会についてであります。去る十月二十八日にドーハで開催されました国際ハンドボール連盟の理事会において、同大会の熊本での開催が決定いたしました。

一九九七年の男子世界ハンドボール選手権大会以来となります。本大会の開催は、本市のスポーツ振興や国際交流の推進に寄与することはもとより、本市の魅力を世界に向けて発信するまたとない機会でもありますことから、二〇一九年に向け、ハンドボール協会、熊本県と連携し、市民の皆様の御協力を得ながら、素晴らしい大会となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「日仏地方自治フォーラム二〇一三」について御報告いたします。

去る十月二十二日から四日間、財団法人自治体国際化協会パリ事務所が主催する「日仏地方自治フォーラム二〇一三」に参加するため、フランス・パリを訪問してまいりました。

この会議では、「日本とフランスにおける都市整備」をテーマに、日仏各自治体の事例紹

介の後、高齢社会におけるまちづくりの政策の方向性等について活発な討論が繰り広げられました。

私からは、本市の持続可能な都市づくりについて、公共交通ランドデザインに基づく取り組みや、中心市街地の再デザインの取り組みを紹介してまいりました。

今回の会議への参加を通して得た貴重な情報を、今後の本市のまちづくりに活かしてまいりたいと考えております。

最後に、富合町合併特例区の設置期間満了について御報告いたします。

富合町合併特例区は、平成二十年十月六日に旧富合町との合併に併せ、地域の特性を活かした住民主体のまちづくりを進めるために設置されたものであります。

富合町合併特例区では、運動施設や老人憩の家等、公の施設管理をはじめ地域コミュニティの活性化など、人と人とのつながりを深め、スムーズな新市への移行と地域の発展に

資するものとして、今後のまちづくりの基礎となる様々な取り組みを進めてこられたところでありますが、法定設置期間であります満五年を迎えました十月五日をもって、その役割を終えることとなったものであります。

今後は、本市としましても、南区まちづくりビジョンに基づき、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを、更に推進してまいりたいと考えております。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

今回の補正予算案は、引き続き受給者が増加しております生活保護費や今後の業務推進上やむを得ないもの、国・県の補助内示に伴うものなどについて計上いたしておりますほか、来年度当初から業務を開始することとなる施設の維持管理等について、今年度中に入札等の契約事務を実施するための債務負担行為についても提出しているところであります。

まず、補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において二十七億二千四百

四十六万円の増額、補正後の予算額二千九百六十三億八千六百三十六万円、特別会計において千九百八十八万円の増額、補正後の予算額千九百七十六億五千五百九十六万円、企業会計において千六百八十二万円の増額、補正後の予算額八百十八億九千八百四十九万円となり、合計では二十七億六千百七十七万円の増額、補正後の予算額は五千七百五十九億四千八十二万円となりました。

補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、一般会計では五・四％の増、特別会計では二・九％の減、企業会計では〇・三％の減となりますが、全体の合計額では一・六％の増となっております。

主な内容について、部門別に申し上げます。

まず、総務部門では、人件費の時間外勤務手当のほか、県の補助内示に伴い今年度新たに結成する自主防災クラブに対する資機材の助成や、災害態勢時の機能改善のため本庁舎三階の水防本部の拡張経費、さらには、浄書管理業務について、公共サービス民間提案制

度に基づく民間委託のための債務負担行為を計上しております。

次に、企画振興部門では、火災により半焼しました本荘地域コミュニティセンターの復旧経費のほか、くまもと森都心プラザ内の市民サービスコーナーにおいて、公共サービス民間提案制度に基づく民間委託を行うための準備経費及び債務負担行為等を計上しております。

次に、健康福祉子ども部門では、補助内示に伴いまして、障がい福祉施設のスプリンクラー設置に対する助成や、災害時における保健活動に必要な救護服や医薬材料等の購入経費のほか、生活保護費等について計上しております。

次に、環境部門では、二〇一四国連「生命の水」表彰式等の東京開催に伴い本市で開催いたします水に関する国際フォーラムの関連経費や、落雷により故障しました東部環境工場の設備補修経費のほか、富合及び城南地区の家庭ごみの収集方法を熊本市域と統一することに伴う経費の業務委託等に係ります債務負担行為等を計上しております。

次に、農水商工部門では、補助内示に伴いまして、農地集積推進に係る助成や、商店街が実施します防犯カメラ設置などに対する助成のほか、農地等の災害復旧経費を計上しております。

次に、観光文化交流部門では、博物館リニューアルや開発届出件数の増加に伴う埋蔵文化財の発掘調査経費のほか、わくわく江津湖フェスタの開催や、火の国まつりやお城まつりの開催に係ります債務負担行為等を計上しております。

また、都市建設部門では、補助内示に伴いまして、熊本市田井島南土地区画整理組合が行います水路築造等に対する助成や、準用河川の災害復旧経費のほか、国県道及び市道の維持管理のため舗装打換等を年度の切れ目なく実施しますための債務負担行為等を計上しております。

次に、消防部門では、県のへり救急搬送体制との連携強化のため、県の補助を活用した応急処置等訓練資機材の購入経費を計上しております。

次に、教育部門では、特別支援学級設置に伴います教室改修経費についての債務負担行為等を計上しております。

最後に、企業会計ですが、今年度中に入札等の契約事務を要する経費の債務負担行為を計上しておりますほか、上下水道部門におきましては、水道水以外の水の使用に係る下水道使用料改定に伴う量水器設置経費を計上いたしますとともに、消費税率引き上げに伴う料金等改定に向けたシステム改修に係ります債務負担行為を計上しております。

以上が、補正予算の歳出の説明であります。これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う国・県支出金等の特定財源を充当いたしますとともに、繰越金等を計上しております。

続きまして、条例議案であります。主なものとして、まず「熊本市物産館条例」の制定について説明いたします。

地域の農業、商工業その他の産業及び観光の振興を図るための拠点施設として、旧城南

町及び旧植木町との合併時における新市基本計画に基づき物産館の整備を両地域で進めておりますが、このうち、城南地域物産館を来年十月一日から設置するため、この条例を制定するものであります。

次に「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定について説明いたします。

これは、家屋等が管理不全な状態となることを防止し、また、管理不全な状態となった家屋等の適正な管理が図られるようにすることにより、良好な生活環境を確保するとともに、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、この条例を制定するものであります。

その他の議案につきましては、末尾に簡単な理由を付しておきましたので説明を省かせていただきます。

何とぞ、慎重に御審議のうえ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。